

令和5年10月24日(火)第2回南相馬市総合教育会議 追加資料3

# 小高区文教ゾーンの現状ついて (旧小高商業高校跡地利用等)

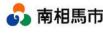












### 小高区文教ゾーンの現状ついて(旧小高商業高校跡地)

### はじめに

「旧小高商業高校」の跡地利用については、これまで、当該用地(グラウンド等)と建物(校舎等)が県(教育庁)の所有物であること、また、県(教育庁)から当該用地及び建物に関する具体的な利活用の方針(売却・譲渡等)が示されていなかったことから、県との協議・調整が進まなかった経過があります。その後、県(教育庁)から令和5年2月に県立高等学校の統廃合で生じる空き校舎や土地について、震

その後、県(教育庁)から**令和5年2月に県立高寺学校の統発音で生じる全き校告や工地**について、震災と原発事故以降、高校の統廃合の方針を決定した**16校(旧小高商業高校除く)**を対象に、**土地や校舎 を利活用する場合の支援策**について、**新たな方針**が出されました。

なお、当該方針には、震災と原発事故以前に統廃合の方針を決定した<u>「旧小高商業高校」が支援対象外</u>となっていたことから、市では、当該方針による<u>支援対象校に「旧小高商業高校」を追加</u>するよう、<u>県へ</u>の協議や要望等を行ってきました。

その結果、去る令和5年9月議会において、県(教育庁)では、県立高校改革が始まった令和元年度以前に統合して閉校になり、跡地が未利用の状態になっている「旧小高商業高校」、「旧棚倉高校」及び「旧喜多方高校」の3校がある南相馬市、棚倉町及び喜多方市の3市町に対し、校舎や土地利用を利活用する際の財政支援を構築するとの方針を示しました。

このため、市では、<u>南相馬市第三次総合計画</u>において、<u>小高区文教ゾーンを生かした魅力ある魅力ある</u> 教育環境の整備を掲げており、現在、<u>小高区全体のまちづくりの視点も踏まえ、「旧小高商業高校跡地利</u> 用」について、<u>全庁的な協議・検討等</u>とともに、<u>今後、県との具体的な協議・調整</u>を進めていく考えです。

# 100年のまちづく

~ 家族や友人とともに暮らすまち~









(福島民報)

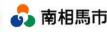
町村

育協 定

災害対応円滑化

へ職員派遣

一号第二の各種に切らかに ご信機管理部長が小林議園



## 旧小高商業高校跡地利用に関する一部報道内容(R5年9月14日)

ある棚倉、宮多方、南相馬 商高、旧小高商高の3校が 高高、旧小高商高の3校が いたのは棚倉高、旧喜多方 活用策の検討を前向きに進 援策を構築する。立地市町 援策を構築する。立地市町地を利活用する際の財政支 の3市町に対し、校舎や土 前に統合して閉校になり、 が校舎が解体された。小高工 ・ 概倉高は80年度に開校し、両 ・ の高さは80年度に開校し、両 高と統合して小高産業技術

9月県会代表質問 質問を行い、共産党の神山悦子議員(郡山

9月定例製職会は休会明けの13日、代表

、自民党の小林昭一諸員(河沼郡)が

が始まった20 **県教委は、県立高校改革** 登壇した。19日も代表質問を統行する。市)、自民党の小林昭一議員(河阳郡) められるようにする。

れる状態が長く続くことない状態や校舎が放置さ

にざわい

解消が望ましい一方、利活創出などの観点から早期の

19年度以前閉校の3市町

態が6年以上続いている。 度で閉校し、空き校舎の状高となった小高商高は16年 面積も広い。跡地が使われ 市町の中心部にあり、敷地 動地はいずれも駅周辺や

> 補助制度を設けた。暴が所 たり5年間で最大3億円の

(福島民友)

財政負担が課題となってい に無債険産するための条例 円に当たっては立地市町の 有する土地や校舎を市町村

合の支援策として、1校当校舎や土地を利活用する場 革による統略合で空き校舎 となる16校の立地市町村が 県は本年度、県立高校改

いたは支援策がなく、立 地市町などから支援を求め 地市町などから支援を求め でいた。 も制定した。 しかし、県立高校改革の

画前統合の県立高跡地利活用 実利用が展現して、特技 されて東州となっている。 のは美閣などの間が感覚の が、相名と甚る方面は解体 したため対象外で、地元が 小真面は校舎が残っている。 に財政支援へ 界内再工本割合50%超 上がっていた。 参方確がいつ 小高級は校舎が残っている。

の優れたビジネスシランを が外投資家にったするコン が大力資家にったするコン

・ 「国際研究服装部市(イノ) ・ 国際研究服装部(新文化。 「根源」の機能である。 ・ 根源の関係に終えた。 ・ 根源の関係に終えた。

スロスの年度の再工決議 大量はの台ののかに増加し 年度からイロのよい増加し 女性や若者のア 初のビジネフ

アア募る

からアイテアを得る。 ション・コースト) 原 コンテスト

現化調査につなける。

は の の は の の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の に 。 に 。

相談(りかい)証明書の受 を受けるのに必要となる を受けるのに必要となる た。

などを使用して合わせて約 務に対応する人子が不定し公司住宅あっせんなどの異

の人的支援を構造的に認め、製性や収穫にも扱名、協力 - 民政軍のは6年、現在して確保地へ - 明。ボランティア復興の世 - 即に政治費を与け、内閣・経球知算 - としての機能的な支援を表 | 四川前科寺市を出る。 への理解を組むく呼びかけ

い発生づくりの知道、任要日始休への支援、投資に確

自民、県民連合緊急要望 知事

# 100年のまちづくり

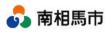
~ 家族や友人とともに暮らすまち~











### 旧小高商業高校跡地利用に関する県制度(概要)(県教育庁資料抜粋)

#### 県立高等学校改革実施計画(前期・後期)により生じる空き校舎等への対応について

資料2-1

県立高等学校改革は学校がなくなる地域の不安に配慮しながら、空き校舎等への対応と一体で進めていくもの。それぞれの地域の実情に合わせ、市町村の思い描く姿の実現を後押しする必要がある。

改革実施計画により使用されなくなる16校を対象とした特別な支援策パッケージの創設

#### 市町村への財政的な支援

- 1 財産(土地・建物)の譲渡
- ○土地・建物の無償譲渡 市町村が利活用を希望する場合は、財産を無償譲渡することができる。⇒新たな条例を制定
- 2 解体費用の負担
- ○解体に係る経費は県が負担 市町村が建物を取得する場合には、解体費用相当額を交付。
- 3 空き校舎等の活用支援補助金
- 〇土地·建物の利活用を支援するための補助 <u>5年間で最大3億円</u>の補助制度を新設。

#### 検討推進のための体制整備

### 【空き校舎等への対応に関する協議・検討】

○空き校舎等への対応の具体策を協議・検討

県教育委員会·市町村·県(地方振興局、企画調整部など)で空き校舎等への対応について幅広く協議し、利活用方針の検討を進める。

#### 【空き校舎等への対応検討のための職員配置】

〇市町村との協議・検討の推進 各地方振興局に職員を配置。

# 100年のまちづくり

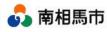
~ 家族や友人とともに暮らすまち~











#### 小高区文教ゾーン( )エリア <u>( ):小高区文教ゾーンについては、合併前の旧小高町時代から幼稚園、小学校、高校などが</u> 隣接(集積)するエリアとして、「文教ゾーン」と呼んできました。

